



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円(送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

政党・党派や世代・思想を越えて安保関連法案反対の声 戦後70年の平和を求めるアクションから



衆議院での強行採決を経て、参議院に審議が移された安保関連法案。集団的自衛権行使や憲法9条の解釈を変えることを許さず、廃案を求める国民の声は日増しに強まっています。

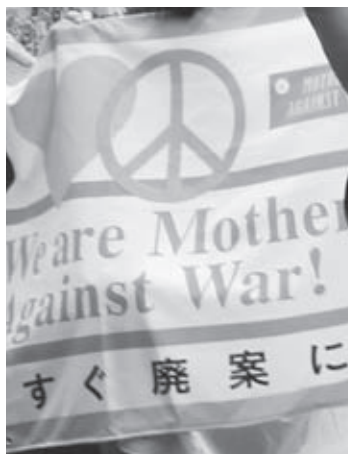
今回の動きで特徴的なことは、国会・地方議員の超党派の動きや世代・イデオロギーなどを越えた市民の行動が起きていることではないでしょうか。

7月28日には、日比谷公園野外音楽堂内外に1万5000人が集まり、「強行採決許すな！戦争法案廃案へ 7.28大集会」が行われました(主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会)。

最初に参加者あいさつに立った国会議員は、民主・共産・社民・生活と山本太郎となかまたちから参加し、「法案廃案」に追い込む決意を力強く語りました。

著名人からのあいさつで、講釈師の神田香織さんは、「『講釈師見てきたような嘘を言い』と昔から言われてきました。安倍さんは、良い講釈師になれると思うので、私の所に来なさい」と発言して拍手喝さいを受けていました。会場には、「神田香織一門の会」の旗も掲げられていました。

安保関連法案を止めるために生まれた動きとして、「いのちと暮らしを脅かす安全保障関連法案に反対する医療・介護・福祉関係者の会」からは、全ての医療・福祉・介護関係施設に廃案を求める署名



ママの会の横幕

用紙を置いて取り組みたい」と運動を呼びかけました。また、「誰の子どもも殺させない」と訴える「安保関連法案に反対するママの会」の池田亮子さんは、「7月26日の渋谷ジャックには初対面ばかり2000人が集まりました。



SEALDs 抗議行動＝8月7日、国会議事堂北庭前

殺し殺されるために産み・生まれてきた子どもは誰もいない」と話しました。

集会会場では、「安保法案に賛成の国会議員(327人)は子を孫を自衛隊に入隊させてください」という手書きのプラカードが目を引きました。

国会議事堂周辺でも、連日のように抗議行動が行われています。その中でも特に注目され話題を呼んでいるのが、SEALDs(シールズ＝自由と民主主義のための学生緊急行動)です。10回目の集会となった8月7日は、スタッフが到着した開始30分前には、周辺はすでに人でいっぱいでした。

「民主主義ってなんだ」「なんだ」「民主主義ってこれだ」「これだ」—速いテンポに乗ったコールが続き、時間を追うごとに参加者が増えていきました。

「働くもののいのちと健康を危険にさらす戦争(法案)阻止の行動は、いよいよ大詰めを迎えます。

(全国センター 宮沢さかえ)

〈今月号の記事〉

過労死全国センター総会／原一郎先生追悼	2面
安全衛生活動の交流 埼玉協同病院	3面
各地・各団体 化学一般関東／石川／大阪家族の会 ／公財社医研／大阪／北九州／近畿ブロック	4～6面
福井農村労組・労災認定／いの健×平和	7面
第11回労働安全衛生中央学校案内	8面

法制定から1年 過労死ゼロにむけて 第2回過労死防止全国センター総会

7月26日、過労死防止全国センター第2回総会が、京都聖護院御殿荘で開催されました。冒頭、森岡代表幹事が、過労死等防止対策推進法が制定されてからの1年余りを振り返って、前日に閣議決定された「過労死などの防止のための対策に関する大綱」での前進面を中心にさらに、活動を発展させていこうと訴えました(写真)。

来賓あいさつのあと、岩城事務局長より前年度の活動報告、対策推進協議会の活動報告と大綱の紹介、今年度の活動方針が提案されました。昨年11月の啓蒙月間では30県でシンポ等が開催され、全国で約1500人が参加したことが報告されました。

今後の活動では、大綱に基づく具体的実践を進めること、啓蒙月間の成功、調査分析活動での協力、そして労働時間の正確な認定、パワハラ規制の強化、若者に対する啓蒙、労働史における歴史認識を深めること、労働法改悪を阻止する取り組み、啓蒙活動

と労災認定について、をポイントに提起がありました。その後、各地の状況などについて討議を行いました。



最後に、寺西代表幹事から、「法制定後1年を迎え国と連携して対策を進めていくことの重要性を実感している。しかし、過労死は減っていない。『過労死はゼロにする』ことを目標に、一つ一つ実践していきたい。労基法改悪など望まない方向に進ませないことを含めて、実態を知っている遺族も改めて力を発揮したい」と閉会あいさつがありました。

(全国センター 岡村やよい)

原 一郎先生を偲ぶ

5月9日の原一郎先生の訃報に接し、まことに痛惜の念にたえません。

先生は1923年8月岡山県にて出生、47年3月大阪高等医学専門学校を卒業、48年5月大阪府立労働科学研究所(のちに大阪府立公衆衛生研究所に改称)に勤務、79年5月同研究所労働衛生部部長に就任、81年4月関西医科大学公衆衛生学講座教授、91年3月同大学を定年退職されました。

先生は「研究室で武器を磨き、現場で勝負をする」というスタイルで研究に励まれました。職業がん(ベンゼン白血病、芳香族アミン尿路腫瘍、ビス(クロロメチル)エーテル肺がん、石棉肺がん・中皮腫)、有機溶剤中毒、PCB問題、職業性アレルギー、農薬中毒などを精力的に研究されました。現場調査を大変重視し、大阪における数々の職業性中毒を丹念に調査・研究され、職場の環境改善に尽力されました。ヘアサンダル製造工場での白血病などのベンゼン中毒の調査・研究はベンゼンの規制の発端となりました。関西医科大学公衆衛生学教室作成の退任記念業績集(1992)では業績目録は50ページに及ぶ膨大なものです。

70年から日本産業衛生学会理事、1983年か

ら大阪府立職業病センター非常勤嘱託医を務め労働省労働大臣功労賞も受賞されました。

筆者が先生に初めてお会いしたのは1971年秋、武田薬品研究所員の職業性ペニシリン喘息について相談したときでした。

先生を顧問とす

る「化学物質と労働者の健康研究会」が97年に設立され、研究者と労働者が世話人となり、筆者は事務局を担当しました。例会は先生の方針で研究者の講演と労働組合の職場報告の2部制とし、双方が学べるように工夫しました。原先生の知人が講師を務めてくださり、産業中毒の第一線の研究者から学ぶことができました。これまで21回開催されテーマは「化学物質による職業がんの労災補償」、「化学物質過敏症を考える」「職業性アレルギー」等です。

今年の例会を企画しているときに突然逝かれました先生、安らかにお眠りください。

(大阪センター 西田陽子)



米寿記念講演会の原先生

職場の安全・健康改善は職員参加型で 労働安全衛生委員会の巡視でニーズをキャッチ

埼玉協同病院は、職員数900人の一般病院です。労働安全衛生委員会の職場巡視は、毎週1回・30分間、産業医・衛生管理者・労働組合代表が4～6人で実施しています。手ぶらで参加しないことを基本にし、事前に前回の巡視での指摘改善事項・労働災害報告の有無と内容・超過勤務単位数・有給休暇取得率を把握した上で、チェックリストに沿って行います。巡視後の報告書は1週間以内に職場責任者に渡し、職場責任者は指摘事項への対応内容を記載して衛生委員会に提出します。その後、巡視で改善を確認するという流れです。

午前中の気分不快を朝食摂取で改善へ

A職場の巡視では、健診結果で貧血を指摘された人の割合が高いことを伝えると、20歳代の方は朝食を食べていないことが多く、午前中に気分不快を訴える事があるという話が出ました。まずは、病院内全体で朝食の大切さを伝える学習を兼ねたアンケートを実施しました。朝食を食べない人の割合は12%、その理由で多かったのは、「作るのが面倒」でした。そこで管理部と相談し、食養科の人員を増やして職員食堂で朝食販売を開始しました。

また当院は、WHOが推奨するHPH (Health promoting hospitals and health services) 認定病院となりました。HPH活動の1つとして、調理を手軽に楽しく行えるようにと、1人暮らしを始めた新人を対象に、調理師による旬の安価な材料でできる調理実習を行いました。これをきっかけに、朝食とお弁当を作るようになった人もいます。

まだ朝食摂取率を上げるまでには至っておらず、前日が残業で夕飯の時間が遅くなると朝食は食べないという人も



おり、残業軽減にも取り組んでいく必要があると考えています。

病棟では腰痛・予防対策

C病棟の巡視では、看護師がコルセットをして腰痛をコントロールしているという声がありました。



半数が腰痛を訴えており、深刻な実態であることが見えてきました。

病院内の全職員を対象にした「腰痛アンケート」では、有症率は34.8%で、「ゆううつな気分」「疲れ果てる」「イライラ」などの心理的な症状がある割合が高いこともわかりました。腰痛発生場面は、ベッドからストレッチャーや車いすへの移乗介助時、おむつ変換を繰り返し行うときが多いという結果でした。2年前から、移乗介助は持ち上げないでスライディングシートを使用することを呼びかけてきましたが、「時間がかかる」などを理由に使われていませんでした。

予防の重要性を学んだ中央カレッジ

今回は、労働安全衛生委員会の腰痛予防チームのもと、職場ごとに任命したノーリフトリーダーを中心に取り組みを進めました。腰痛発生場面の状況を明らかにし、スライディングボードやシート、トランスファーボードなどの使用場면을病棟ごとに決めて物品数を増やしたことで、活用が進みました。また、腰痛予防を目的とした体操を毎日実施(写真上)、筋力や柔軟性の測定を行い前後評価をしています。病棟からは「相談できるところがあることで自分たちの状況をわかってもらっている安堵感があり、腰痛のつらさへの不安やイライラが少し薄れてきている」といった感想が出されています。

「いの健」全国センターの労働安全衛生中央カレッジに、当院から3人が参加しました。職場の不安安全・不健康要因の除去は、予防段階で取り組むことが重要であることを強く心に刻んだ学びでした。これからも、職場巡視でニーズを早期にキャッチし、職員参加で改善に取り組んでいきたいと思えます。

(埼玉協同病院 看護師 稲村まゆみ)

各地・各団体のとりくみ

化学一般
関東

**時節に合ったテーマで年2回実施
安全衛生1日学習会**

第48回安全衛生1日学習会を7月18日、品川区内で開催しました。安全衛生1日学習会は、毎年2回開催しています。今回の講演は、ストレスチェックについて（講師：「いの健」全国センター 岡村やよい氏）と熱中症対策について（講師：大塚製薬株式会社）でした。参加は、約30人でした。当日、「アベ政治を許さない」のビラを掲げる行動提起にあわせ、参加者も会場内でビラを掲げ運動に参加しました（写真下）。

ストレスチェックについては、制度の目的は労働者のメンタルヘルス不全の未然防止としていること、実際の方法は未確立の分野ではあるが、職場改善に活かせるようにすること、不利益取り扱いの禁止の徹底、情報保護など安全衛生委員会での討議が重要であることなどが指摘されました。

参加者の感想は、「メンタルヘルスや熱中症など注目すべき内容で興味深かった」「今後の取り組みに活かしていきたい。若い人の参加が増えて良かった」など積極的な意見が出されました。今後も継続して、その時々、時節に合ったテーマで実施していきたいと思えます。（化学一般関東 榎本光男）



家族の会

**寄って、学んで、しゃべって元気
2015夏の一泊学習交流会**

7月25日・26日、京都市内で第15回学習交流会を開催しました。この交流会は過労死家族の会が主体になり、研究者・弁護士・活動家・支援団体で共催。参加者は、北海道から九州まで65人が参加しました。記念講演は、天笠崇医師（代々木病院精神科科長）の「精神科医と依頼者でつくるよりよい意見書～意見書づくりの現場から～」。天笠医師は、意見書作成の概要と工夫、医学的因果関係推論、認定基準の評価できる点を大いに活かし不十分な点を改善する取り組みが必要と話しました。印象に残ったのは、依頼者との面談時にどれだけ情報が得られるかが重要で、情報を引き出せるかどうかは精神科医の技量との話でした。



特別報告は、岩城稜弁護士から前日に閣議決定された過労死防止法「大綱」について解説。後半の討論では闘っている遺族20組と初参加者が発言しました。夕食懇親会は美味しい京料理をいただきながら懇親を深め、名物のエンドレス交流会では思いおもいのスタイルで心ゆくまで交流しました。

2日目は分散会。弁護士が助言者、家族の会が進行し、支援者が全体会で報告します。私が担当した班は自己紹介後、「残業代ゼロ」法案審議入り阻止についてなどを議論しました。Y国会議員が2日も参加し、国会情勢についても聞くことができました。議員は「遺族の話を聞いて大変勉強になった」と語っていました。多岐にわたる有意義な学習交流会でした。

（全国過労死を考える家族の会 寺西笑子）

石川

**ストレスチェック義務化に向けて
労働安全衛生講座**

いの健石川センターは6月6日に金沢市内で労働安全衛生講座を開催。全体で34人、加盟組織外からも9人が参加しました。

最初に石川労働局健康安全課、西坂雅彦課長から「ストレスチェックの実施内容と留意点」として制度の説明を受けました。ストレスチェックが義務化されるのは、50人以上の事業所です。人事権者はデータの扱いから外すこと、集団ごとの集計・分析を行うことなどが指摘されました。

これを受け、産業医の服部真医師からは、「長年この論議を見てきたが、いい方向に変わっている。目的は一次予防が中心でストレスをいかに減らすかがカギ」など指摘。精神科医の松浦健伸医師からは、「事業場にあったチェック項目の検討が必要。また実施時期も重要。面談は就業時間内に行けるが直属の上司に高ストレス労働者の情報が伝わっていない」など具体的な課題が指摘されました。今後、実施後の問題点の洗い出しや、経験の交流をおこなうことを確認しました。（石川センター 馬渡健一）

各地・各団体のとりくみ

大阪

しっかり学んで交流

第22回労働安全衛生基礎講座

大阪労働健康安全センターは、第22回安全衛生基礎講座を開催、2日間でのべ61人が参加しました。次世代の労安活動を担う人が労働安全衛生の基礎を学び、単産や職場での活動や悩みを交流できる場として位置付けています。

第1日目は、木下恵市さん（いの健全国センター顧問）から「労安活動を取り組んで、何が労働組合じゃ！PART 2」、丹野弘さん（全労働大阪基準支部執行委員長）から「健康で安全な職場づくりを目指して一職場の衛生活動の基礎づくり」の講座に29人が参加。交流では、民間製造業のメンタル不調で休職中の青年の労災認定の申請方法について、また生協労連の店舗での重傷火傷事故の対応などについて質問が出されました。組合結成から3年で初参加の公務職場からは、「団交で実現出来ないことも労安でやれることがある」という意見も出されました。

2日目は、産業医の立場から中村賢治さん（大阪社医所長）の「ストレスチェックを職場改善にいかす」、近藤雄二さん（天理大学体育学部長）の「不注意と疲れからみた安全と健康のリスクマネジメント」の講座に41人が参加。「ストレスチェック制度」について、「制度が個人の状況把握ではなく集団分析をするのに役立つということに驚いた」「会社まかせではなく、組合が主体的に取り組まなければいけない。具体的な項目を聞いたのでイメージがわいてきた」等の感想がだされ、費用の問題、10人未



ストレスチェック制度について講義する中村賢治氏

満の事業所で制度を実施するのか、高ストレスの人の治療費、派遣労働者を対象にいれるかどうかなど具体的な質問が出され、福祉職場からは、管理職の参加もあり、使用者側として個人情報の管理の問題や産業医がどれほど職場実態を理解しているのかなどの質問が出されました。

交流では、医療職場から「針刺し事故」について、福祉職場からは、慢性的な疲労蓄積がミスや事故につながっている、腰痛の倍以上のメンタル疾患が発生しているなど深刻な実態が出され、職場パトロールについて、不安全個所のチェックだけではなく改善できている点を褒めることも大切などの意見がだされていました。

昨年の参加者から世代交代が確実に進んでおり、労安活動の貴重なたたかいと運動の経験を学び、今職場で起こっている問題に取り組む「知識」と「力」を身につける場として、今後も参加者の期待に応えられる講座を工夫していきたいと思えます。

(大阪センター 鈴木まさよ)

北九州

国の責任で石綿被害補償を

労基署と懇談

北九州労健連は、6月11日北九州東労基署門司支署と石綿被害補償について懇談を持ちました。

泉南アスベスト訴訟最高裁判決により、国の責任が確定し、厚労省が4月に通知を出した「元石綿工場労働者・遺族に対する和解手続きによる賠償金支払い」について、対象者への説明と門司区内の対象となる石綿工場の情報公開を求めたものです。

門司支署側は「ホームページに掲載している」と具体的な対策はないとの姿勢でしたが、「少なくとも門司の労災認定者から対象者がわかるはず」との指摘や当時の職場の実態を訴え、情報もなく申請すらしていない人の救済のためにも地域に知らせるこ

とを強く要望しました。署長は、「認識を改めて皆さんからの意見を上にあげたい。行政はこういった要請がないとなかなか動けない」と重く受け止めた様子でした。

また、死亡個票からの対象者調査等についても意見交換し、上に上げた結果も知らせることを依頼しました。

懇談を通じて、泉南の最高裁判決で国の責任が確定し、厚労大臣が被災者へ2度謝罪しても、具体的な対策は行われていないことが浮き彫りになり、全国的な要請行動と併せて、肺がんの労災認定基準緩和を含めた門司地域での学習会の開催など、被災者救済への掘り起し運動を進めていく必要性が明らかになりました。（「北九州労健連ニュース」より）

各地・各団体のとりくみ

**公財
社医研**

安全衛生の実践的取り組みへ

衛生推進者養成講習

公財) 社会医学研究センター主催の第1回「衛生推進者養成講習」が7月25日、東京・大塚のラパスホールで行なわれました。

これは、社会医学研究センターが東京労働局長から「登録衛生推進者養成講習機関」の認可を6月8日に受けたことを機会に開催されたものです。この衛生推進者講習を受講すると衛生推進者養成講習修了証が交付され、衛生推進者の資格を得ることができるようになりました。

これまで、社会医学研究センターが取り組んできた「学校にローアンの風を」の連続講座の中で衛生推進者養成講座の要望が強く出されていました。そのため、社医研センターでは、養成講習機関の認可を得るため、本年3月から東京労働局安全課との話し合いを進め、必要な書類の作成・講習計画の準備を進め、6月に認可を受けたものです。講習の案内を教職員組合や、教育委員会に出したところ、大きな反響があり、遠くからの参加者を含め52人の熱気あふれる講習となりました。

当日は、第1講習「健康の保持増進対策」「作業

環境管理」「作業管理」の講師は社医研センター理事で、日本労働衛生コンサルタント会常任理事の服部真



先生が務め、第2講習は、「リスクアセスメントの演習」も入れた「作業環境管理」「作業管理」で、参加者を9つのグループにわけ、実際の「リスクアセスメント」の演習を行いました(写真)。

第3講習は「労働衛生教育」で講師は産業カウンセラーで、全国の教育委員会で安全衛生教育の講演をしている杉本正男さん、第4講習は「労働衛生関係法令」で、講師は埼玉県教組の「いのちと健康を守る対策委員長」で衛生管理者として学校での安全衛生活動の実績がある大里総一郎さんが務めました。

講習の終了後、「衛生推進者養成講習修了証」が各参加者に授与されました。この講習を経て、各学校での安全衛生の実践的取り組みが進むと思われます。

次は11月28日の予定です。

(公益財団社会医学研究センター 村上剛志)

**近畿
ブロック**

テーマ別分散会で交流深める

第5回近畿ブロック学習交流会

15年度の働くものの命と健康を守る近畿ブロック学習交流集会在、8月8日に奈良市で開催されました。集会には近畿各県の全労連の役員や、各労働組合の労安担当者など64人が参加しました。この集会は、11年に京都で全労連近畿ブロックといの健近畿ブロック連絡会の共催で始まり、今回5回目となるものです。安倍政権が、労働法制の改悪・安保健法の改悪・沖縄米軍基地の移転などどれをとっても、民意とかけ離れた悪政を強行しようとしている中での開催となりました。

記念講演には、いの健全国センター顧問の木下恵市さんが「労働組合が取り組む労安活動～今こそ、いのちと健康を守る活動を～」と題して、自身の活動の歴史を振り返りながら、労働組合がいのちと健康を守ることを、運動の中心に据えることの重要性を強調しました(写真)。さらに8時間労働制の持つ意味と、それを堅持して長時間労働の動きに対峙して運動の強化が必要であると、労働組合の活動を励ましました。現在の情勢を受けて谷山義博さん(い

の健奈良センター・全労働元中央副委員長)が、「安倍政権による労働法制改悪の本質」と題して特別報告しました。



午後から3つの分散会に分かれて、長時間労働の縮減や、メンタルヘルスの職場での取り組み、職場の労働安全衛生活動を共通テーマにして交流しました。各府県から単産・単組からテーマに則して、実態調査に基づく現状報告や職場での取り組み、労働安全衛生の具体的な取り組みの報告がされました。参加者から「記念講演は、改めて組合活動の原点を考えさせられた」「分散会では、具体的な職場の取り組みが大変参考になった」「もっと多くの職場からの参加があればよかったと思う」など多くの感想と、来年への要望などが出されました。

(京都センター 新谷一男)

福井農村労組

チームワークでの勝利

遺族補償不支給取消裁判

福井農村労組が取り組んだ2件の行政訴訟について報告します。

1件は、自殺です。不支給決定を取り消すために2010年11月に福井地裁に提訴、3年経過した2013年11月に原告勝訴の判決が出て国は控訴せず勝利が確定しました。

中村さんの自殺は現場での崩落事故に巻き込まれ1年2ヶ月もの入院生活の後でした。そのため、監督署は怪我と自殺には因果関係がないと不支給。再審査請求時から福井農村労組が関わり、裁判しか勝つ見込みはないと判断し弁護士に相談しました。

国は6名もの医師から意見書をだし、ICD-10に該当しないと主張し、原告は名古屋工業大学の粥川医師の意見書で疼痛性障害であると主張しました。裁判長は持続性身体表現性疼痛障害と認め、監督署の不支給決定を取り消すと判決しました。

2件目はじん肺死かどうかで争った裁判です。2011年5月に福井地裁に提訴し、今年4月に原告勝訴の判決が出され、国は控訴せず勝利が確定しました。

死亡したのは、じん肺管理4の最重症の南部さん

という方でした。当初、死因は脳梗塞やアルツハイマー等の私病とし、じん肺との因果関係は認められないと労基署で不支給に。組合は審査請求から関わりましたが、再審査も棄却され弁護士に相談しました。

争点について弁護団とともに、光陽生協クリニックの平野治和医師を講師に学習会を行いました。国はまたも7名の医師から意見書を12通も出してきましたが、原告は平野医師の意見書2通で反論しました。福井県立病院の医師を証人に商人訊問も行いました。しかしじん肺の診断をした経験はほとんどなく、裁判長は原告の主治医等の意見を尊重し、じん肺死であること認めたのです。控訴をしなかったのは驚きでした。

福井農村労組は小さな組合です。2つの行政訴訟に勝てたのは、組合の周りに相談できる弁護士がいてそれぞれ弁護団を確立したこと、困難な裁判に関わり意見書や学習会で弁護団をサポートする医師がいたからです。また、経済的援助と裁判傍聴に組合員が快く応じたチームワークでの勝利でした。

今回は2つの裁判が重なってとても大変でした。しかし、私たちは相談に来た一人一人を大切に、労災認定を求めて活動しています。医師・弁護士に今後の活動への協力をお願いしています。

(福井農村労組 宇野和子)

いのけん
×
平和

平和スローガン特集

「いの健」全国センターの加盟団体が掲げる、平和スローガンです。結成以来一貫して主張してきた文言と、安保関連法案に対する見解などからの抜粋があります。

(「いの健」全国センター広報委員会)

教え子を再び戦場に送るな (全教)

私たちは、二度と赤紙を配らない (自治労連)

二度と赤紙は刷らない (全印総連)

ふたたび白衣を戦争の血で汚さない (医労連)

いのちの糧である食糧の生産に携わる農民連は、その対極にある戦争法案を決して許さない (農民連会長談話)

戦争のために二度とペンをとらない、カメラを回さない (MICなど)

私たちの先輩は、固く誓った。その意思をしっかり引き継ぎ、私たちは日本が戦争ができる国になることを必ず阻止しよう。戦後、日本国憲法のもとで、私たち国民が守り抜いてきた平和主義を、基本的人権を守っていこう。(民放労連第121回定期大会アピール)

平和でこそ商売繁盛 (全商連)

私たち民商・全商連は、戦後70年の節目を新たな出発点として、戦前戦後の体験と平和の尊さを若い世代に伝え、また独立自営の途を選んだ若者の「恒久の平和」をつくり上げる運動に力を発揮できるよう、運動の継承・発展を図っていく決意を表明するものです。(2015年第4回理事会で確認された見解)



7月28日、日比谷野外音楽堂



健康で安全な 職場づくりを

第11回労働安全衛生中央学校のご案内

と き

2015年
10月24日 (土) 11:00~
25日 (日) 12:15

ところ

東京文具共和会館
JR総武線・都営浅草線浅草橋駅から徒歩3分

記念講演

**「パワハラ、うつ病
そして職場復帰をめぐる
～元気に働きやすい職場づくりをめざして」**

講師：弁護士・笹山尚人氏



昨年の労働安全衛生中央学校

第11回労働安全衛生中央学校カリキュラム

日程		講義名	講義内容	講師	
1日目 10月24日 (土)	11:00-12:10	記念講演	「パワハラ・うつ病そして職場復帰をめぐる ～元気に働きやすい職場づくりをめざして」	笹山尚人	弁護士
	12:10-13:10	休憩			
	13:10-16:10	第1セッション 実効あるハラスメント対策をどうつくるか	問題提起 ハラスメントのない職場づくり	渡邊一博	生協労連書記次長
			スモールグループディスカッション・発表		
	16:10-17:10	特別報告	ストレスチェックにどう対応するか		いの健全国センター
17:30-19:00	ナイトセッション	労安中央カレッジ同窓会 職場の労安活動報告・交流	*自由参加(カレッジ受講者以外も参加できます)		
2日目 10月25日 (日)	9:00-12:00	第2セッション 病休者の職場復帰	講義：病休者の職場復帰を考える ～労組として、仲間として	菅谷幸彦	産業カウンセラー
			スモールグループディスカッション・発表		
	12:00-12:15	閉校式	まとめの講義	福地保馬	いの健全国センター理事長

- 受講料は全日程参加8,000円。1日のみの場合は4,000円です。
- 宿泊は各自でご用意ください。
- HPから会場案内・申し込み書がはいたった宣伝チラシがダウンロードできます。(http://www.inoken.gr.jp)
- 申込み・問い合わせは下記まで。

TEL : 03-5842-5601 FAX : 03-5842-5602 E-mail : info@inoken.gr.jp